

令和7年第2回（6月）定例会

【追加】議案参考資料

【単行議案】

議第56号

財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P

議案参考資料
令和7年6月定例会

議第56号	財産の取得について	区分	その他
【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 学校における児童生徒1人1台ICT端末整備（GIGAスクール構想）に係り、令和2年度に整備したタブレット端末の更新整備のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第24号）第3条に基づく議決を求めるもの。 ◆提案の概要 1 物 品 名 タブレット端末(端末管理用ソフトウェア、ケース等附属品含む) 933台 2 取得の方法 随意契約(京都府共同調達により契約の相手方が特定) 3 取得 価 格 62,034,703円 4 取得の相手方 京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830 京都エクセルヒューマンビル 京都府市町村GIGAスクール共同事業体 代表 株式会社内田洋行ITソリューションズ 代表取締役 新家 俊英 ◆その他 京都府市町村教育情報化推進協議会と京都府市町村GIGAスクール共同事業体で、「令和7年度京都府公立学校情報機器整備等業務に関する協定書」を、令和7年4月18日付で締結 ◆提案の根拠条例 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 （議会の議決に付すべき財産の取得又は処分） 第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定より議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。		【政策等の背景・提案までの経過】 ・R1.12：国においてR5年度までを目途とした「GIGAスクール構想（1人1台ICT端末整備等）」がスタート。 ・R2.4：コロナ禍において国補正予算で「GIGAスクール構想」のR2年度中への前倒しが図られる。 ・R5.11：「国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」閣議決定。国の補正予算において、各都道府県に基金（5年間）を造成し、共同調達など、計画的・効率的な端末整備を推進。 ・端末購入費について令和7年3月議会で補正予算を可決。〔繰越明許費の設定〕 【市民参加の状況】 【政策等の効果及び費用】 ・ICTを活用した学習意欲の喚起、個別最適な学びと協働的な学びの実現 ・情報活用能力の育成による質の高い学力の充実・向上 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 80,000千円 【他の自治体の類似する政策との比較】	
【第7次宮津市総合計画との整合】 重点プロジェクト 若者が住みたいまちづくりプロジェクト テーマ別戦略 ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり		担当課・係 添付資料 学校教育課 学校教育係（45-1641）	
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載			

議第56号